

峡東ワインリゾート連携促進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富士の国やまなし峡東ワインリゾート構想（以下「構想」という。）に基づく、ワインを核とした周遊・滞在型観光の推進と地域の活性化を図るため、飲食事業者、宿泊事業者、交通事業者、ワイン事業者等が連携を図りながら主体的に実施する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(実施主体)

第2条 事業を実施することができるものは、次の要件全てに該当する民間団体等とし、法人格の有無は問わない。

- (1) 申請者が峡東地域ワインリゾート推進協議会（以下「協議会」という。）構成員又はその会員であること。
- (2) 適正な会計処理が行われること。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とするものでないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

(対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、民間団体等2者以上により実施する事業で、公益性の高い次に掲げるものとする。

- (1) 観光客の受入環境の整備に関する事業
- (2) 峡東地域の情報発信の強化に関する事業
- (3) その他構想の推進に資するものと協議会会長が認める事業

(対象経費及び補助限度額等)

第4条 補助金の交付に係る対象経費は別表のとおりとする。

2 補助限度額は、1事業30万円以内とし、予算の範囲内とする。

3 補助率は、10分の7とする。

4 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

5 行政機関、公益財団法人、民間企業など他の機関から助成を受ける事業等は、補助の対象としない。

(事業期間)

第5条 補助事業の実施期間は、原則単年度とする。

(申請)

第6条 補助事業に対する補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、所定の期日までに、峡東ワインリゾート連携促進支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、協議会会長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 申請団体調書（様式第4号）
- (4) 協働団体名簿（様式第5号）
- (5) 誓約書（様式第6号）

(6) その他協議会会長が必要と認めるもの

(調査)

第7条 協議会会長は、前条の規定により提出された書類を審査し、必要と認めるときは、申請内容等について申請団体から聴取等の調査を行うことができる。

(選考審査)

第8条 協議会会長は、第6条の規定により提出された申請書等に係る補助事業について、協議会の幹事会において、当該事業の内容等その実施団体の選考を行うものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 協議会会長は、前条の審査に基づいて、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(対象事業の変更等)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた団体（以下「実施団体」という。）は、次の各号いずれかに該当する場合は、予め様式第8号による申請書により協議会会長の承認を受けなければならない。

(1) 事業を中止し又は廃止しようとする場合

(2) 事業の内容又は補助金の額に変更をきたす場合。ただし、対象事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の20%以内を減額させる場合を除く。

2 協議会会長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。

3 協議会会長は、第1項第1号に該当し、事業の中止又は廃止を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、協議のうえ期限を定めてその実施団体に対して、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(事業決定の取り消し)

第11条 協議会会長は、実施団体が次の各号いずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 補助金を当該事業以外の他の用途へ使用した場合

(2) 対象事業を他の団体に委託した場合

(3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件、事業実施に関連する法令または市の処分に違反した場合

2 協議会会長は、前項の規定により取り消しを行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその実施団体に対して全額の返還を命ずるものとする。

(実績報告書)

第12条 実施団体は、対象事業が完了又は廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第9号）に次の書類を添えて、協議会会長に提出するものとする。

(1) 事業報告書（様式第10号）

(2) 収支決算書（様式第3号）

(3) 経理関係書類（領収書の写し等支出の実績が証明できるもの）

(4) その他協議会会長が必要と認めるもの

2 前項の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業の終了日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度

の４月１０日のいずれか早い期日までとする。

（補助金の額の確定）

第１３条 協議会会長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査のうえ補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第１１号）により補助事業者に通知する。

（補助金の交付）

第１４条 補助金の交付については、精算払いとする。ただし、協議会会長が必要と認めるときは、概算払いとすることができる。

２ 補助事業者は、前項但し書きの規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第１２号）を協議会会長に提出するものとする。

（補助金の経理等）

第１５条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつこれらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

附 則

１ この要綱は、平成３１年４月２２日から施行する。

附 則

１ この要綱は、令和元年７月３日から施行する。

(別表) 補助対象経費

食糧費、事務費・人件費等の経常的な運営費及び研修旅費並びに恒久的施設の維持・整備費を除く、次に掲げる事業等に要する経費とする。

科 目	内 容
報 償 費	講師、アドバイザーなどへの謝礼等
旅 費	講師、アドバイザーなどへの旅費等
消 耗 品 費	舞台、看板などの飾り付け用品、食材などの材料、チラシ印刷用紙、封筒、競技・イベントなどの消耗品の購入費等
印刷製本費	パンフレット、ちらし、ポスター、賞状、報告書などの印刷費等
借 上 料	音響、照明などの機材、会場、自動車、用具の借上代等
通信運搬費	事業等に係る郵送料、機器の運搬費等
保 険 料	イベント等の保険等
その他協議会会長が事業実施に必要と認める経費	

年 月 日

峡東地域ワインリゾート推進協議会会長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 名
T E L
印

年度峡東ワインリゾート連携促進支援事業補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、峡東ワインリゾート連携促進支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 事業計画書 (様式第 2 号)
- 3 収支予算書 (様式第 3 号)
- 4 申請団体調書 (様式第 4 号)
- 5 協働団体名簿 (様式第 5 号)
- 6 誓約書 (様式第 6 号)
- 7 その他添付書類

事業計画書

事業名	
① 事業の目的（地域の課題等を明確にしたうえで記載してください） ② 事業内容（実施方法、スケジュール、参加人数等） ③ 期待される事業効果（事業の成果、峡東地域への波及効果などを記載してください） ④次年度以降の事業展開	

※ 用紙が足りない場合は適宜追加してください。

※ 参考となる資料がある場合は別に添付してください。

収 支 （ 予 算 ・ 決 算 ） 書

○収入の部

単位：円

科 目	（ 予 算 ・ 決 算 ） 額	備 考（積算根拠等）
協議会補助金		
自己資金		
その他		
合 計		

○支出の部

単位：円

科 目	（ 予 算 ・ 決 算 ） 額	備 考（積算根拠等）
合 計		

※ 団体等の年間予算ではなく、申請に関わる事業収支のみを記載してください。
※ 支出の部〔科目〕欄には、「（別表）補助対象経費」の科目を記入してください。

申 請 団 体 調 書

団 体 名	
代 表 者 名	
住 所	
連 絡 先 (担当者名)	氏名 住所 〒 電話 E-MAIL ファックス
団体の概要	

※補助金交付申請団体の概要をご記入ください。
※活動内容がわかるパンフレット・チラシ類、資料等があれば添付してください。

協 働 団 体 名 簿

協働相手	団 体 名	
	団 体 住 所	〒
	代 表 者 名	
	担 当 者 氏 名	
	担当者連絡先 (電話番号)	
	(E-mail)	
	住 所	〒
協働相手	団 体 名	
	団 体 住 所	〒
	代 表 者 氏 名	
	担当者氏名	
	担当者連絡先 (電話番号)	
	(E-mail)	
	住 所	〒
協働相手	団 体 名	
	団 体 住 所	〒
	代 表 者 氏 名	
	担当者氏名	
	担当者連絡先 (電話番号)	
	(E-mail)	
	住 所	〒

※ 3 者以上の協働相手がいる場合も同様に記載してください。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、協議会が必要とする場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己又は団体の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1 の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

峡東地域ワインリゾート推進協議会長 様

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

（ふりがな）

氏 名

Ⓜ

生年月日 （明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

第 号
年 月 日

殿

峡東地域ワインリゾート推進協議会会長 印

年度峡東ワインリゾート連携促進支援事業補助金の交付決定について（通知）

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、峡東ワインリゾート連携
促進支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり交付決定します。

交付決定額 円

年 月 日

峡東地域ワインリゾート推進協議会会長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 名
T E L

印

年度峡東ワインリゾート連携促進支援事業補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

（※変更の場合：変更前と変更後の内容を比較した書面を添付すること。）

年 月 日

峡東地域ワインリゾート推進協議会会長 殿

所在地
団体名
代表者名
TEL
印

年度峡東ワインリゾート連携促進支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定の通知のあった補助事業について、その実績を次のとおり報告します。

- 1 事業報告書 (様式第 1 0 号)
- 2 収支決算書 (様式第 3 号)
- 3 その他添付書類
- 4 支払先
振込先金融機関名 _____ 支店名 _____
預金種別 (当座・普通)
(フリガナ) ()
口座名義 _____ 口座番号 _____

第 号
年 月 日

殿

峡東地域ワインリゾート推進協議会会長 印

年度峡東ワインリゾート連携促進支援事業補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付けで実績報告のあったこのことについては、峡東ワインリゾート
連携促進支援事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、次のとおり補助金の額を確定し
ます。

確 定 額 円

年 月 日

峡東地域ワインリゾート推進協議会会長 殿

所在地
団体名
代表者名
TEL 印

年度峡東ワインリゾート連携促進支援事業補助金概算払い請求書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった補助事業
について、次のとおり補助金の概算払いを請求します。

1 概算払い請求額 円

2 内 訳

補助金交付	既 概 算	差 引 額	今 回 概 算	備 考
決 定 額 ①	交 付 額 ②	①－②＝③	請 求 額 ④	

3 概算払いの理由

4 支払い方法

- (1) 銀行名 銀行 支店
(2) 預金種別 (当座・普通)
(3) フリガナ 口座名義
(4) 口座番号 No.

※口座名義は、申請団体名（またはその代表者名）と同一のものとしてください。